

転学の手続について

① 保護者からの申出

- ・病院内教育を希望する旨を、病院の担当者に申し出てください。
- ・担当者は、ケースワーカー、看護師長、事務職員など、それぞれの病院によって異なります。



② 主治医の許可

- ・入院期間中は、病気の治療が優先します。したがって、病院内で教育を受けるためには、主治医の許可が必要になります。



③ 都教育委員会への連絡

- ・主治医の許可を得た後、病院の担当者から都立特別支援学校を經由して都教育委員会に連絡があります。



④ 転学手続(転学相談)

- ・都教育委員会の担当者が病院に出向き、保護者と面談し、転学についての了解を得た上で、転学に関する事務手続を行います。



⑤ 教育の開始

- ・速やかに教育を開始します。

転学手続の際に必要なもの

- 在籍校の在学証明書
- 印鑑

※他の道府県にお住まいの方は、「区域外就学」の手続が必要です。